

大阪市設置の喫煙設備について

参考資料1

- ① 難波喫煙所（マルイ前） 平成19年10月30日供用開始
約60㎡ 灰皿数 10



- ② 堂島公園喫煙所（大江橋北詰） 平成19年10月1日供用開始
約10㎡ 灰皿数 4
表示板：高さ2m 横幅4m



③ 京橋喫煙所

平成27年1月26日供用開始

約50㎡ 灰皿数 5 パーティション：高さ2m55cm



④ 三休橋交差点喫煙所

平成31年2月1日供用開始

約110㎡ 灰皿数 4 ネットフェンス：高さ2m



⑤ 阿倍野喫煙所 (オアシス) 平成21年4月6日供用開始

約20㎡ 灰皿数 2



⑥ 天王寺喫煙所 令和2年2月1日供用開始

約40㎡ 灰皿数 3



他都市の閉鎖型喫煙所設置事例

愛知県豊田市 名鉄豊田市駅前



東京都渋谷区 渋谷駅



東京都港区 新橋駅前SL広場



東京都千代田区 九段下まちかど広場



現行の堂島公園喫煙所及び設置予定の閉鎖型喫煙所について

堂島公園喫煙所

○現行



○パネルがなく、喫煙できる場所の範囲が明確でないため周辺に広がって喫煙する姿が散見される。

○設置予定コンテナ型喫煙所イメージ



○安全面を考慮して、出入口及び公園の通路側については、窓を大きくし、喫煙所内の視認性を確保。

閉鎖型喫煙所のメリット・デメリット

○メリット

- ・周辺にたばこの煙が漏れないため、受動喫煙の被害が生じにくい。
- ・気流の影響を受けることがない。
- ・喫煙所の範囲が明確。

●デメリット

- ・設置コストが開放型の喫煙所に比べて高額。
- ・光熱費などのランニングコストがかかる。
- ・安全面で不安を感じる人がいる。

健 発 1109 第 6 号
平成 30 年 11 月 9 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 〕 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

屋外分煙施設の技術的留意事項について (通知)

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)については、7 月 25 日に公布されたところである。

改正法による改正後の健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁煙等の措置は講じていないところである。一方で、屋外であっても、例えば駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできることとする対策をとることが考えられるところである。

こうした屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等に御配慮をお願いしたい。

記

○ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

<具体例>

- ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合 (コンテナ型)
 - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
 - ・ 給気口 (出入口と兼ねることも考えられる) は、排気口の反対側に設置されていること
 - ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合 (パーティション型)
 - ・ 壁については、一定程度の高さ (2~3メートル程度) があること
 - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること (2回以上のクランクがあることが望ましい)
 - ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間 (10~20センチメートル程度) があること
- ※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

※ 付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

(注) 上記は具体例であり、分煙施設の設置場所の状況（周囲の人通りの多さ等）に応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずること。

(注) なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外の分煙施設を設置することも可能である。

《参考》厚生労働省の示す基準

屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）【平成30年11月9日厚生労働省健康局長通知健発1109第6号】

◆屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項

○ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

<具体例>

- ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合（コンテナ型）
 - ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
 - ・ 給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること
- ② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合（パーティション型）
 - ・ 壁については、一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること
 - ・ 出入口には、方向転換のためのクランクがあること（2回以上のクランクがあることが望ましい）
 - ・ 四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20センチメートル程度）があること
 - ※ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

